

確 認 書

江戸川区長 殿

(以下の内容を確認し、□欄にチェックマークをつけ、1 か所押印してください)

チェック ☑	状 況	説 明 内 容
☐	除却工事前	助成決定(区から文書で通知します)より前に着手(除却工事への着工または除却工事請負業者との契約)をした場合、ただちに 助成対象外 となります。
☐		助成申請後、区の審査において、書類の追加提出・訂正等が必要な場合があります。また、これにより助成決定が遅れる場合があります。
☐		対象住宅の周囲の道路又は道に、対象住宅の塀、外構、植栽、カーポート、物置、室内残置物及び地下埋設物その他これらに類するものが越境している場合は、申請者の責任においてこれを撤去してください。
☐	除却工事着手	助成決定後、速やかに除却工事請負業者との契約及び着工をしてください。また、 最終契約期限は令和 9 年 1 月末日 です。
☐		助成決定後、申請者の都合により除却工事を取りやめた場合、区へご連絡のうえ、「辞退届」を1週間以内に区に提出してください。
☐		助成決定後、除却工事金額や除却工事請負業者等に変更があった場合、「変更届」を1週間以内に区に提出してください。
☐	除却工事完了	除却工事 完了後 、「 実績報告書 」及び 添付書類 (区公式 WEB サイト参照)を1ヶ月以内に区に提出してください。また 最終提出期限は令和 9 年 2 月 26 日 であり、区において 期限内に完了が確認できない場合は、助成を辞退したものとみなされます 。
☐		実績報告書の添付書類の一つに「 除却工事請負業者が発行した領収証 」があります。除却費用の支払いのため融資(住宅ローン等)を受ける場合は、上記最終提出期限までに領収証を提出できるよう、金融機関及び除却工事請負業者と調整してください。
☐		実績報告書の添付書類の一つに法務局所管の「 滅失登記完了証 」(未登記建物の場合は都税事務所所管の「家屋異動届出書」の写し)があります。 東京法務局のホームページ掲載の登記完了予定日を考慮し、十分に余裕を持って除却工事を完了 してください。
☐		手引きを参照し、工事中・後の写真を撮ってください。これを除却工事請負業者に伝え、いつ・誰が撮影するのか協議し、撮り忘れがないようにしてください。 写真には必ず日付を入れてください。
☐	その他	助成申請書類に押印する 印鑑は同じもの を使用してください。 使用印鑑 印 (助成申請書、変更届/辞退届、実績報告書、助成金請求書)
☐		助成申請者、契約者及び領収書の宛名は同一人物 でなければなりません。
☐		見積書を発行した業者、契約業者及び領収書発行者は同一 でなければなりません。
☐		本制度と補助対象が重複する 他の補助制度との併用はしない でください。 (例：江戸川区の不燃化特区制度など)
☐		最終提出期限までに実績報告書及び添付書類を提出できないことが判明した場合は、「辞退届」を早急に区へ提出してください。

私は上記説明の内容について確認し、理解しました。

令和 年 月 日

申請者 署名

